

本誓寺 門徒会通信 第二号

発行責任者
白崎 英且

（一日も早い「あたりまえ」を目指して）

新年おめでとうございます。

「あたりまえ」であった、お寺の運営が「あたりまえ」でなくなつて三年が経とうとしています。十一月のお寺側の現状説明会では、「あたりまえ」に運営しているという説明しているようですが、そうでしょうか。住職不在状態の中での副住職の実効支配と候補衆徒の排除、役員任期が切れ役員不在の中での運営、粉飾と思われる決算報告など、「あたりまえ」でないことがはつきり判ると思います。私達は、「あたりまえ」に戻すことを目的に、御門徒様の御意見を伺い、お寺側とやりとりをしながら出来る限りの手段を講じ、解決に向け、中立の立場で、この三年間活動してきました。

活動の中で見えてきたことは、本山の御示唆に従い、候補衆徒の重みを認識し宗憲、規則などルールに則って進めることが「あたりまえ」への近道であり、その流れに沿うことで自ずと方針が決まってくるということです。

例えば、現在、住職が不在で代務者が必要な状況にありますが、その代務者になり得るのは裁判でもその地位が認められた候補衆徒しかおりません。また、過日の総会で民主的に選出され、昨年十二月十三日付にて届出を行った役員が本山に承認されれば、これからの道が大きく開け、ゴールは目前となります。今がとて重要な時です。お寺は住職のものではなく門徒のものであり「あたりまえ」のお寺を取り戻すため、ゴールを目指し、ともに活動して参りましょう。御門徒様の御理解と御支援、御協力をお願いいたします。

本誓寺を正常化する門徒の会
副会長 平野 潤

（歴史とは何か）

長い長い本誓寺の歴史に想いを馳せませう。歴史は現在と過去の対話です。歴史は過去を知るために学ぶものではなく、現在起こっている問題を理解するために学ぶことだと思えます。寺の良い子になることが良い檀家だと考えるようになり、本誓寺門徒もこの状況を今日まで引きずって来て、いつのまにか何の疑問を持つことすらなくなりました。混乱はいつから始まったのか。維持会解散に始まり、候補衆徒解任届、家族への住居明け渡し請求事件等、長男明氏及び御家族に対するいわれなき仕打ち。このことには総代達

が大きく係わっています。総代は我々門徒衆の代表であり、寺及び衆と意思の共有が出来ない人達でなければなりません。法務を三年以上に渡り全く出来ない住職になぜ引退勧告を出し、名譽住職になるよう明言しないのか不思議でなりません。また、強制力を有しているかのごとく請求額が印字された維持費名目の請求書が送付されてきていませんか。納付はあくまで各御門徒の意思により行うもので、未払いだからといって何ら納骨等の儀式を行えない等の不利益は発生しません。寺を信頼している御門徒に対しては、都合の悪いことは議論せず隠し、今までの本誓寺では総代選定等、寺に不利益になる様な議論は「とんでもない暴論」とみなされてきました。「このままでは本誓寺はダメになる」との思いが多数の賛同者を生み、「本誓寺を正常化する門徒の会」が発足し、現在に至っています。現時点では責任役員、総代不在の宗教法人です。一日も早く混乱が収まり、新任職のもと、孫・子の代まで心穏やかに御親族を含め、何時でも先祖と対話が出来ることが来ることを願っています。

本誓寺を正常化する門徒の会
監事 大関 英雄

（事務所備え付け書類開示拒否に対する裁判について）

第一回口頭弁論期日が一月三十日午後一時十分から盛岡地方裁判所にて行われることになりました。尚、裁判について御門徒様から御質問が寄せられておりますのでお答え申し上げます。

問 なぜ東京の弁護士に依頼したのですか。また、弁護士が二名なのはなぜですか。

答 地方都市においては人間関係の複雑さがあることから客観的な見方が出来る東京の弁護士がより適切であると考えました。また、原告は三名ですが、本誓寺を正常化する門徒の会の会員を代表する原告ですので、複数の弁護士に依頼することになりました。

問 訴訟物の価格四百八十万円とはどのような意味でしょうか。

答 今回の裁判は事務所備え付け書類の閲覧と謄写を請求する裁判ですので、お金を請求する裁判ではありませんが、原告が三名であるという対価を金額に換算することが裁判の通例であり、原告一人百六十万円計四百八十万円となっております。

今回の裁判に際し、既に多くの御門徒様から多額の協力を頂戴しております。心より感謝申し上げますとともに、引き続き御支援の程宜しくお願い致します。

2012年4月11日

本誓寺を正常化する門徒の会
会長 白崎 英且 様

真宗大谷派
仙台教務所長 森田 成美 冠省

まず、第一に御門徒がその所属する寺院の本堂に於いて法要等を執り行うことが出来ないということはあってはならないことと存じます。

本堂は仏法聴聞の場であり、法要はそのための御縁として僧侶・門徒共々に大切に勤めなければならないと存じます。

次に法要等は御門徒が所属寺に依頼し、当該寺院の僧侶の誰が務めるかは、通常、住職の判断に依り執り行われていることが多いのかと思われます。

但し、御門徒から〇〇に務めて頂きたいとの要望があれば、それに応えるべきであると存じます。

以上

（本誓寺における法要について）
御門徒の皆様の中には現在の本誓寺の状態が異常であることは認識していても、その詳細がお分かりにならない方もたくさんおられると思います。当面、葬儀や年忌法要を現任職様が行えない状況においては、候補衆徒長男明氏、副住職次男信氏のどちらかに頼まざるを得ません。どちらにお願いしても法要が本堂においてして頂くことが無いと思っております。候補衆徒長男明氏が本堂での法要を行うことが出来ないことについては、納得出来ない方もたくさんいると思っております。このことについて

ては平成二十四年四月十一日付にて前仙台教務所長森田成美様から御返事を頂いておりますので紹介させて頂きます（左記文書を参照して下さい）。吉田是行住職が典札の権利を主張し、候補衆徒吉田明氏にお願いする御門徒の依頼を拒絶することは大きな問題であり、本山に報告せざるを得ない状況であると存じます。実際に候補衆徒長男明氏に法要を依頼したにも関わらずお寺から拒絶された御経験がある方は、その内容を事務局までお教え頂ければ幸いです。皆様方の生の声をまとめて本山にお伝えしたいと考えております。

（声の欄）

これまで事務局に寄せられた御門徒様からの声を紹介させて頂きます。

● 毎月の月命日に墓参りし、本堂に行っても香炉に種火もなく、とても寺本来の姿ではなく悲しいことです。一日も早く長男明氏を住職に迎え、昔のように集れるお寺となりませう願っております。
（盛岡市・女性）

● 本誓寺現状説明会が行われましたが、なぜ御門徒全員に説明会の参加の案内をしないのでしょうか。維持費どうのこうのではありません。全員にするべきであったと思えます。全くやるべきが分かりません。
（雫石町・女性）

● 本山はいつたいどうなっているのでしょうか。こんなことで仏教が続くのでしょうか。人の道を説かれる方々の何が大切な根本であるかを忘れておられるのではないのでしょうか。私のような者が口にするべきことではないのですが、心の安らぎの根本を失っていくようなこの頃です。（東京都・女性）
● 夫の死亡の際に長男明様に葬儀をお願い致しましたところ、本誓寺よりセリオみたくを通して、お墓があるにもかかわらず「埋葬を許可しません」と言われて、仕方なく次男信氏にお願いすることにになりました。その後、不本意とは

（お知らせ）

事務局では御門徒の皆様からの御意見、御質問、御要望を随時受け付けております。御遠慮なく文書、ファックス 019-662-7331 または、メール oga-koke@diamond.broba.cc にて御送付頂きますようお願い申し上げます。

候補衆徒吉田明様に法要をお願いしたい方は ☎ 019-624-0321 まで御連絡下さい。

思いながらも二十四年度分の維持費一万二千元を納めました。本誓寺から現状説明会の案内を頂きましたが、私の体調が不良のため出席出来ませんでした。解決に向けて宜しくお願い申し上げます。
（盛岡市・女性）

● 本誓寺から十一月になって現状説明会開催の通知を頂きました。正出席すべきか否か迷いました。正常化する会の五〇一名の決議に賛同された方々の中にもおそらく同じような考えを持っている方がいると思えます。それにしても本誓寺より発信されてくる文書の中に「本誓寺を正常化する門徒の会」は本誓寺とは一切関係のない団体ですとは何事だと腹が立ちます。
（盛岡市・男性）